

平成 30 事務年度
国税庁実績評価実施計画

平成 30 年 8 月
財 務 省

はじめに

財務省においては、国税庁の実績評価の対象期間を7月から翌年6月と定め、6月末までに実施計画を策定した上で、翌年10月頃に評価を行っております。

国税庁の達成すべき目標は、中央省庁等改革基本法（平成10年6月12日法律第103号）に基づき、財務大臣が定めることとなっており、実施計画において、実績目標（大）、実績目標（小）、業績目標（以下「実績目標等」といいます。）を明らかにしております。

国税庁の実績評価においては、いわゆるPDCAサイクルを通じて効率的で質の高い行政を確実に実行していくとともに、国民に対して分かりやすい説明に努めているところであります。また、実施計画の策定及び評価に当たっては、「財務省政策評価懇談会」を開催し、有識者の方々から御意見をいただいております。

また、平成30事務年度より、一覧性の確保と読みやすさの向上を図るため、実績評価実施計画と事前分析表の記載事項を見直し、従前の実績評価実施計画に記載されていた「目標の内容」や「目標達成のための取組」などの情報を事前分析表に集約しました。

このように、財務省は、国税庁の達成すべき目標を設定した上で、その実績評価を適正に行うことにより、国税庁の行政の更なる改善を進めるとともに、国民の皆様に対する説明責任を果たし、国民の皆様に信頼される行政を目指しております。

平成30年8月
財 務 省

I 平成30事務年度 国税庁実績評価実施計画についての説明

1. 国税庁の実績評価制度

- (1) 財務大臣は、中央省庁等改革基本法第16条第6項第2号（P. 10）の規定に基づき、国税庁長官にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則（P. 10）を定めて公表するとともに、国税庁が達成すべき目標を設定した上で、その目標に対する実績を評価して公表しています。
- (2) 国税庁の実績評価は、「政策評価に関する基本計画」（平成30年3月財務省策定。以下「基本計画」といいます。）において財務省が行う政策評価に準じて行うこととしています。

国税庁の実績評価については、国税庁の事務が事務年度（7月1日から翌年6月30日）で実施されていることに鑑み、事務年度を計画期間と定め、前事務年度の6月末までに実施計画を策定した上で、翌事務年度の10月頃に評価書を作成・公表しております。
- (3) 国税庁の実績評価においては、いわゆるPDCAサイクルを通じて効率的で質の高い行政を確実に実行していくとともに、国民の皆様に対して分かりやすい説明に努めています。こういった観点から、国税庁の実績評価については、評価の客観性と質を高めるため、有識者の方々からなる「財務省政策評価懇談会」を開催して御意見を頂いております。

2. 国税庁の実績評価の実施計画

実施計画は、「II 平成30事務年度 国税庁実績評価実施計画」（P. 3）のとおり策定しております。

平成30事務年度の実施計画では、目標として実績目標（大）を3、実績目標（小）を4、業績目標を6設定しています。これらの目標は3段階で設定しており、この目標間の関係については、図「『国税庁の使命』と『実績目標等』の体系図」（P. 5）において示しております。

また、実績目標等の施策それぞれに設定した測定指標の内、一つ以上を「主要なもの」とすることにより、主要な測定指標に重点を置いて、測定指標を中心とした評価を行います。

なお、目標ごとの測定指標は、「II 平成30事務年度 国税庁実績評価実施計画」の表1「平成30事務年度の国税庁が達成すべき目標ごとの施策及び測定指標」（P. 6）及び表2「測定指標一覧表」（P. 7）を掲載しております。

(以 上)

Ⅱ 平成30事務年度 国税庁実績評価実施計画

平成30事務年度の国税庁実績評価実施計画として、次のものを定めます。

1. 計画期間（評価の対象期間）

平成30年（2018年）7月1日から平成31年（2019年）6月30日までの1年間

2. 評価方法

実績評価方式による事後評価

3. 計画期間内において評価の対象となる実績目標等

計画期間内において、評価対象となる実績目標等は次のとおりです。

実績目標（大）1	内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収
実績目標（小）1－1	税務行政の適正な執行
実績目標（小）1－2	納税者サービスの充実
業績目標 1－2－1	広報・広聴活動等の充実
業績目標 1－2－2	相談等への適切な対応
業績目標 1－2－3	電子申告等 I C T を活用した申告・納税の推進
実績目標（小）1－3	適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済
業績目標 1－3－1	適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施
業績目標 1－3－2	期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組
業績目標 1－3－3	不服申立てへの取組
実績目標（小）1－4	国際化への取組
実績目標（大）2	酒類業の健全な発達の促進
実績目標（大）3	税理士業務の適正な運営の確保

4. 評価基準

実績評価は、必要性、有効性、効率性等の観点に加え、測定指標等に照らした「実績目標等」の達成度の観点等を総合勘案して評価を行います。

各目標は、目標の達成手段である施策ごとに測定指標を設定します。

評価においては、まず、施策の実施状況について、測定指標の達成度をベースとして「s＋」～「c」の5段階で評定を行います。次に、それぞれの目標について施策の評定を総合して、「S＋」～「C」の5段階で評定を行います。

なお、実績目標（大）1は、実績目標（小）1－1～1－4の評定を総合して「S＋」～「C」の5段階で評定を行い、同様に、実績目標（小）1－2は、業績目標1－2－1～1－2－3を総合して、また、実績目標（小）1－3は、業績目標1－3－1～1－3－3を総合して、それぞれ評定を行います。

5. 事前分析表の作成

「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承。以下「ガイドライン」といいます。）に基づき事前分析表を作成します。事前分析表においては、実績目標（大）3、実績目標（小）4、業績目標6ごとに分析を行い、目標ごとに次の項目を記載しています。

(1) 実績目標等

実績評価の対象となる実績目標又は業績目標を記載しています。

(2) 実績目標等の内容及び目標設定の考え方

その目標を設定した意図、理由等について記載しています。

(3) 実績目標等を達成するための実績目標（小）、業績目標又は施策

下位目標の設定がある場合は、実績目標（小）又は業績目標を、設定がない場合は、施策を記載してあります。

(4) 関連する内閣の基本方針等

実績目標等に関連する所信表明演説、施政方針演説、財政演説及び重要な閣議決定などのうち、原則として計画期間前の直近1年間のものについて記載しています。

(5) 施策

施策名について記載しています。

(6) 取組内容

施策の具体的取組内容について記載しています。

(7) 測定指標

施策の評価を行うに当たっての測定指標について記載しています。

なお、「定量的測定指標」と「定性的測定指標」の区分、「主要な測定指標」とその他の測定指標との区別を明示するとともに、指標の概要を記載しています。

また、定量的な測定指標については、「目標値の設定の根拠」を記載しています。

おって、施策の実施状況を把握するためのものとして、それぞれの測定指標に係る参考指標を設定している場合があります。

(8) 今回廃止した測定指標とその理由

測定指標を廃止した場合には、その指標名と廃止理由等を記載してあります。

(9) 参考指標

参考指標の設定がある場合は、それぞれの測定指標の下部に記載してあります。

(10) 実績目標等に係る予算額等

当該目標に係る予算額を記載してあります。

なお、対応する「行政事業レビュー」がある場合は、その番号も記載してあります。

(11) 担当部局名

担当する部局名を記載してあります。

(12) 実績評価実施予定時期

実績評価を実施する時期を記載してあります。

「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図

国 税 庁 の 使 命

納 税 者 の 自 発 的 な 納 税 義 務 の 履 行 を 適 正 か つ 円 滑 に 実 現 す る 。

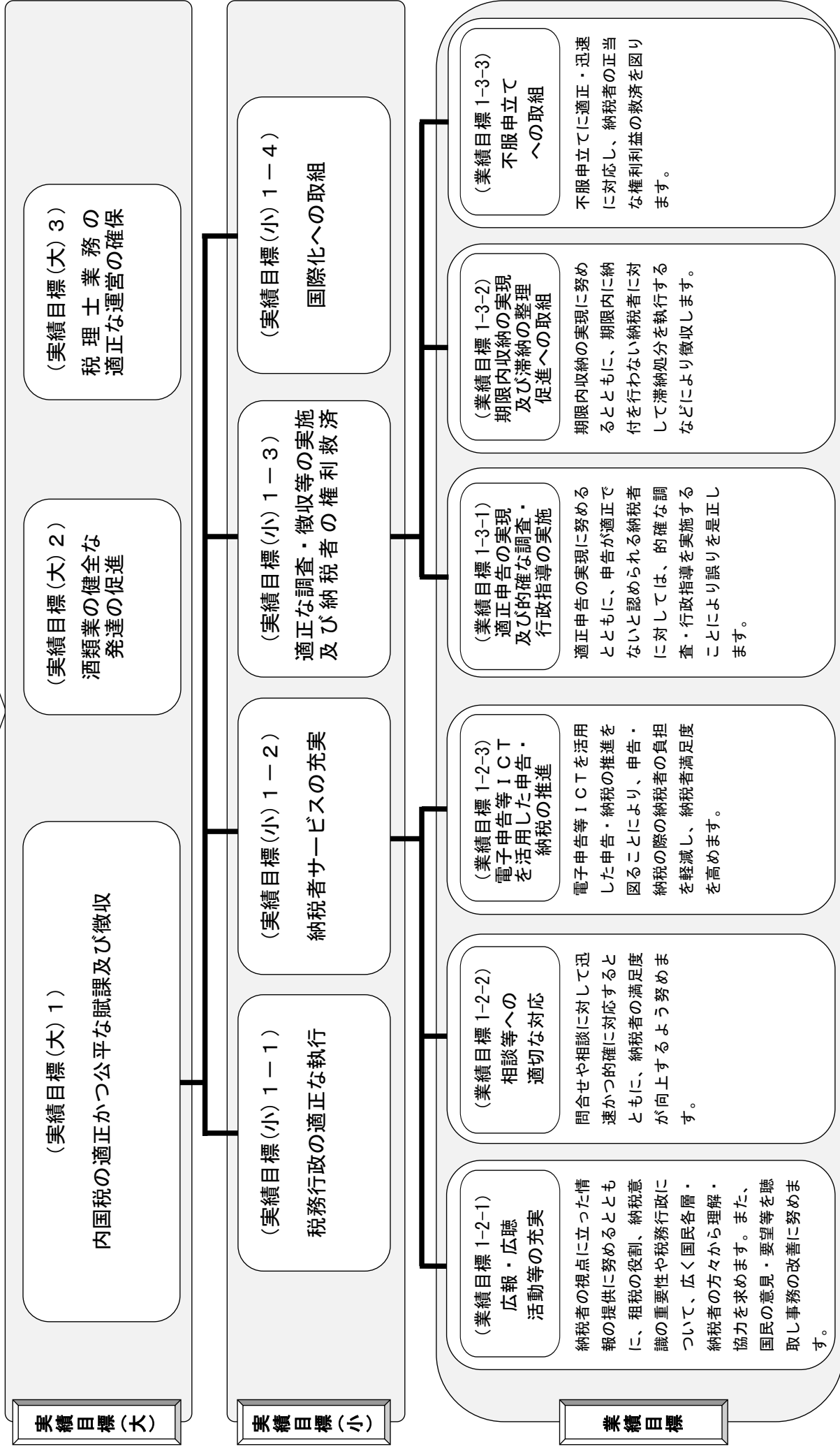


表1

平成30事務年度の国税庁が達成すべき目標ごとの施策及び測定指標

実績の目標	施策数 施策名	測定指標数	
		定量	定性
実績目標(大)1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収		—	—
実績目標(小)1-1 税務行政の適正な執行	(1) 関係法令の適正な適用と迅速な処理	3	
	(2) 税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等		2
	(3) 守秘義務の遵守	6	1
	(4) 職員研修の充実		1
	(5) ICT化・業務改革(BPR)の推進		1
	(6) 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の定着に向けた取組		1
実績目標(小)1-2 納税者サービスの充実		—	—
業績目標1-2-1 広報・広聴活動等の充実	(1) 国民各層・納税者の方々への広報活動の充実	1	
	(2) 租税に関する啓発活動	4	1
	(3) 関係民間団体との協調関係の推進	5	1
	(4) 地方公共団体との協力関係の確保		1
	(5) 国民各層・納税者の方々からの意見や要望への的確な対応等		1
業績目標1-2-2 相談等への適切な対応	(1) 納税者からの相談等への適切な対応	7	
	(2) 納税者からの苦情等への迅速・適切な対応	3	1
	(3) 改正消費税法への対応		1
業績目標1-2-3 電子申告等ICTを活用した申告・納税の推進	(1) e-Taxの普及と利用満足度の向上	2	7
	(2) 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用促進		1
実績目標(小)1-3 適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済		—	—
業績目標1-3-1 適正申告の実現及び 的確な調査・行政指導の実施	(1) 有効な資料情報の収集	4	1
	(2) 的確な調査事務の運営		2
	(3) 社会・経済状況に対応した調査への取組		3
	(4) 悪質な脱税者に対する査察調査の実施		1
業績目標1-3-2 期限内収納の実現及び 滞納の整理促進への取組	(1) 期限内収納の実現に向けた各種施策の実施	5	1
	(2) 滞納を未然に防止するための取組		1
	(3) 効果的・効率的な徴収事務の運営		2
	(4) 滞納の整理促進への取組		1
	(5) 厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収		1
業績目標1-3-3 不服申立てへの取組	(1) 不服申立ての適正・迅速な処理	2	2
	(2) 裁決事例の公表の充実		1
実績目標(小)1-4 国際化への取組	(1) 税務当局間の要請に基づく情報交換	6	1
	(2) CRS(共通報告基準)に基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施		1
	(3) CbCR(国別報告事項)の情報交換の的確な実施		1
	(4) 相互協議事案の適切・迅速な処理		1
	(5) 外国税務当局との経験の共有		1
	(6) 開発途上国に対する技術協力	2	
実績目標(大)2 酒類業の健全な発達の促進	(1) 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応	7	1
	(2) 酒類の公正な取引環境の整備		1
	(3) 日本産酒類の輸出環境整備		1
	(4) 構造・経営戦略上の問題への対応		1
	(5) 独立行政法人酒類総合研究所との連携		1
	(6) 未成年者飲酒防止対策等の推進		1
	(7) 酒類に係る資源の有効な利用の確保		1
実績目標(大)3 税理士業務の適正な運営の確保	(1) 税理士会等との連絡協調の推進	3	1
	(2) 税理士等に対する指導監督の的確な実施		1
	(3) 書面添付制度の普及・定着に向けた取組		1
上 記 合 計		43	37
		33	

測定指標一覧表

表2

目 標	指標の種類	指標番号	指 標 名	頁
実績目標(大) 1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収				
実績目標(小) 1-1 税務行政の適正な 執行	(定量的)	実 1-1-1-A-1	「更正の請求」の3か月以内の処理件数割合	6
		実 1-1-1-A-2	所得税還付金の6週間以内の処理件数割合	6
		実 1-1-1-A-3	納税証明書の15分以内の発行割合	6
	(定性的)	実 1-1-2-B-1	情報公開法に基づく開示請求等への適切な対応	7
		実 1-1-2-B-2	行政機関個人情報保護法及び番号法に基づく個人情報（マイナンバー（個人番号）を含む。）の適切な管理及び開示請求等への適切な対応	7
		実 1-1-3-B-1	守秘義務遵守の周知徹底	8
		実 1-1-4-B-1	アンケート調査による受講者の意見の把握等	8
		実 1-1-5-B-1	I C T化・業務改革（B P R）の推進	9
実 1-1-6-B-1	社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の定着に向けた取組	10		
実績目標(小) 1-2 納税者サービスの充実				
業績目標1-2-1 広報・広聴活動 等の充実	(定量的)	業 1-2-1-1-A-1	国税の広報に関する評価	13
		業 1-2-1-2-A-1	租税教育に関する評価	15
		業 1-2-1-2-A-2	税務大学校における公開講座の満足度（講座の内容）	15
		業 1-2-1-2-A-3	税務大学校における公開講座の満足度（講座のレベル）	15
		業 1-2-1-2-A-4	租税史料室（税務情報センター）見学者の満足度	16
	(定性的)	業 1-2-1-2-B-1	租税に関する啓発活動の集中的な実施	16
		業 1-2-1-3-B-1	関係民間団体との連携・協調関係の推進及び広報活動等の協力要請	17
		業 1-2-1-4-B-1	地方公共団体との協力関係確保のための協議会等の開催	17
		業 1-2-1-5-B-1	国民各層・納税者の方々からの意見や要望への的確な対応	18
業績目標1-2-2 相談等への適切な 対応	(定量的)	業 1-2-2-1-A-1	電話相談センターにおける10分以内の相談割合	21
		業 1-2-2-1-A-2	電話相談センターにおける電話相談の満足度	21
		業 1-2-2-1-A-3	税務署における面接相談の満足度	21
		業 1-2-2-1-A-4	職員の応接態度の好感度	22
		業 1-2-2-1-A-5	税務署内の案内表示、受付・窓口の利用満足度	22
		業 1-2-2-1-A-6	税務署内の設備の利用満足度	22
		業 1-2-2-1-A-7	文書回答手続による事前照会に対する3か月以内の処理件数割合	22
		業 1-2-2-2-A-1	苦情の3日以内の処理件数割合	23
	(定性的)	業 1-2-2-3-B-1	改正消費税法に関する相談等への適切な対応	23

目 標		指標の種類	指標番号	指 標 名	頁
業績目標1-2-3 電子申告等 I C Tを活用した申告・納税の推進	(定量的)	業 1-2-3-1-A-1	e-Taxの利用状況（公的個人認証の普及割合等に左右される国税申告 2 手続）	26	
		業 1-2-3-1-A-2	e-Taxの利用状況（法人税申告等上記以外の国税申告 4 手続）	26	
		業 1-2-3-1-A-3	e-Taxの利用状況（申請・届出等 9 手続）	27	
		業 1-2-3-1-A-4	I C T活用率（所得税申告及び消費税申告（個人））	27	
		業 1-2-3-1-A-5	e-Taxの利用満足度	27	
		業 1-2-3-1-A-6	オンライン申請の受付 1 件当たりの費用	28	
		業 1-2-3-1-A-7	国税申告手続の事務処理時間（所得税、法人税及び消費税）	28	
		業 1-2-3-2-A-1	国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用満足度	29	
実績目標(小) 1-3 適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済					
業績目標1-3-1 適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施	(定量的)	業 1-3-1-2-A-1	調査関係事務の割合	32	
		業 1-3-1-2-A-2	調査関係事務の割合（調査課分）	32	
	(定性的)	業 1-3-1-1-B-1	有効な資料情報の収集	31	
		業 1-3-1-3-B-1	大口・悪質な不正事案等への的確な対応	35	
		業 1-3-1-3-B-2	国際化・I C T化への的確な対応	35	
		業 1-3-1-3-B-3	大法人に対する的確な対応	35	
		業 1-3-1-4-B-1	悪質な脱税者に対する査察調査の的確な実施	36	
業績目標1-3-2 期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組	(定量的)	業 1-3-2-3-A-1	滞納整理事務の割合	39	
		業 1-3-2-3-A-2	集中電話催告センター室における催告回数	39	
	(定性的)	業 1-3-2-1-B-1	期限内収納を確保するための取組	37	
		業 1-3-2-2-B-1	滞納を未然に防止するための取組	38	
		業 1-3-2-4-B-1	滞納の整理促進への取組	40	
		業 1-3-2-5-B-1	厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収	40	
業績目標1-3-3 不服申立てへの取組	(定量的)	業 1-3-3-1-A-1	「再調査の請求」の 3 か月以内の処理件数割合	42	
		業 1-3-3-1-A-2	「審査請求」の 1 年以内の処理件数割合	43	
	(定性的)	業 1-3-3-2-B-1	裁決事例の公表の充実	43	
実績目標(小) 1-4 国際化への取組	(定量的)	実 1-4-1-A-1	情報提供要請に対する90日以内の対応	45	
		実 1-4-6-A-1	開発途上国に対する技術協力の満足度（受入研修）	48	
		実 1-4-6-A-2	開発途上国に対する技術協力の満足度（職員派遣）	49	
	(定性的)	実 1-4-2-B-1	C R S（共通報告基準）に基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施	46	
		実 1-4-3-B-1	C b C R（国別報告事項）の情報交換の的確な実施	47	
		実 1-4-4-B-1	相互協議事案の適切・迅速な処理	47	
		実 1-4-5-B-1	外国税務当局との経験の共有	48	

目 標	指標の種類	指標番号	指 標 名	頁
実績目標(大) 2 酒類業の健全な発達の促進				
	(定量的)	実 2-1-A-1	酒類製造業者の製造工程の改善に関する相談の満足度	51
		実 2-2-A-1	酒類の取引状況等実態調査による指示・指導事項の改善割合	52
	(定性的)	実 2-1-B-1	酒類の安全性の確保への対応及び酒類業者のコンプライアンスの維持・向上	51
		実 2-3-B-1	日本産酒類の輸出環境整備への対応	52
		実 2-4-B-1	構造・経営戦略上の問題への対応	53
		実 2-5-B-1	独立行政法人酒類総合研究所との連携による支援	53
		実 2-6-B-1	未成年者飲酒防止対策等の推進の取組	54
		実 2-7-B-1	酒類に係る資源の有効な利用の確保への対応	54
実績目標(大) 3 税理士業務の適正な運営の確保				
(定量的)	実 3-1-A-1	税理士会への研修会等の評価	56	
	実 3-2-A-1	税理士会等との綱紀監察をテーマとした協議会等の開催回数	57	
(定性的)	実 3-2-B-1	税理士等に対する的確な調査等の実施	57	
	実 3-3-B-1	書面添付制度の普及・定着に向けた積極的な取組	58	

(注) 頁については、実績評価の事前分析表の頁を記載しています。

○ 中央省庁等改革基本法（抄）

第16条

第6項

第二号（省略）府省の長は、実施庁の長にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表すること。

○ 国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令（抄）

財務省訓令第12号

国 税 庁 長 官

国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令を次のように定める。

平成13年1月6日

財務大臣 宮 澤 喜 一

国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令

（訓令の目的）

第1条 この訓令は、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、国税庁の事務の実施基準及び準則を定めることを目的とする。

（国税庁の所掌事務）

第2条 国税庁は、財務省設置法（平成11年法律第95号）第20条に定める事務を所掌し、別表に掲げる法律を執行する。

(事務の実施基準)

第3条 国税庁は、その所掌する事務の実施に当たり、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するため、納税環境を整備し、適正かつ公平な税務行政を推進することにより、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図るとともに、酒類業の健全な発達及び税理士業務の適正な運営の確保を図ることを基準とする。

(準則)

第4条 国税庁は、前条の基準にのっとり、次の各号に掲げる事項を準則とし、透明性と効率性に配慮しつつ事務を行うものとする。

一 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図ることについては、次に掲げるところによる。

イ 納税環境の整備

(イ) 申告及び納税に関する法令解釈及び事務手続等について、納税者に分かりやすく的確に周知すること。

(ロ) 納税者からの問い合わせ及び相談に対して、迅速かつ的確に対応すること。

(ハ) 租税の役割及び税務行政について幅広い理解及び協力を得るため、関係省庁等及び国民各層からの幅広い協力及び参加の確保に努めていくこと。

ロ 適正かつ公平な税務行政の推進

(イ) 関係法令を適正に適用すること。

(ロ) 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対しては的確な調査及び指導を実施することにより誤りを確実に是正すること。

(ハ) 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収すること。

(ニ) 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正かつ迅速に対応すること。

二 酒類業の健全な発達を図ることについては、次に掲げるところによる。

イ 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究及び開発並びに酒類の品質及び安全性の確保を図ること。

ロ 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図ること。

三 税理士業務の適正な運営の確保を図ることについては、次に掲げるところによる。

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという使命を負っている。これを踏まえ、税理士が申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努めること。

附則

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

別表（略）

本計画に関する御意見等につきましては、財務省大臣官房文書課政策評価室
(hyouka@mof.go.jp) にお送りください。

財務省

Ministry of Finance, JAPAN